

## BOOST メディアオーナー\_利用規約

本規約は、株式会社 BOOST(以下「当社」という。)と、当社が運営する『BOOST』(以下、「本サービス」という。)に登録したメディアオーナー(以下「メディアオーナー」という。)との間での取り決めであり、本サービスに関して、メディアオーナーおよび当社の権利並びに義務を定めるものとします。

### 第 1 条(本サービスへの申込みと会員登録について)

1. メディアオーナーは、本規約に同意のうえ、所定の登録事項を提供して本サービスに登録申込みを行うものとします。当社は申込内容を審査のうえ、諾否の結果をメディアオーナーに通知するものとし、当社の承諾の通知をもって本規約を内容とする契約(以下「本契約」という)が成立し、メディアオーナーの本サービスへの会員登録が完了するものとします。
2. 当社は、前項の申込において、以下の各号に定める事由に該当する場合その他当社の判断において、任意に登録の承諾をするか否か判断するものとします。
  - (1)提供された登録事項に事実と異なる内容が含まれ、または含む恐れがあるとき
  - (2)メディアオーナーが運営するWEB サイトまたはアプリケーション(以下、「提携メディア」という。)に本規約に定める禁止事項が含まれ、または含む恐れがあるとき
  - (3)前二号の他、当社が不相当と判断するとき。

### 第 2 条(本規約の改訂)

1. 当社は、メディアオーナー様に事前に通知することなく、本サービス利用の諸条件・運用規則、または本サービスの内容(以下「規約等」という)を変更することができるものとし、メディアオーナーはこれを予め承諾し、変更後の内容に異議なく従うものとします。なお、当社は本規約を改訂した場合、本サービスの WEB サイトにて改定後の本規約を掲示します。
  1. 規約等を変更した場合の変更後の内容は、当社が別途定める場合を除き、本サービスを提供する WEB サイト上に掲載した時点より、効力を生じるものとします。

### 第 3 条(本サービスへの登録完了後について)

1. 当社はメディアオーナーの会員登録の承諾に関して、電子メール等にてメディアオーナーに通知します。登録通知の際に、当社はメディアオーナーに対してIDおよびパスワードを発行します。
2. メディアオーナーは、当社より発行されたIDおよびパスワードを自己の責任において管理することとし、当社は、IDおよびパスワードの漏洩等によりメディアオーナーが被った損害を賠償する責を負わないものとします。
3. メディアオーナーは、本サービスを利用するにあたり、HTMLタグなど本サービスにおける広告効果測定に必要な素材を提携メディアに設定するものとします。
4. 当社は、当社が定める広告掲載基準に合致しない広告の配信を拒否、または停止することができるものとし、当社はこれによりメディアオーナーが被る損害について、何ら責任を負わないものとします。
5. メディアオーナーは、会員登録手続きにおいて登録した情報に変更が生じた場合、速やかに変更の連絡を当社に対して電子メール等にて行わなければならないものとし、事実と異なる事項の登録により、当社または第三者に生じた損害を賠償しなければならないものとします。なお、変更登録がなされなかったことにより、メディアオーナーに生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第 4 条(禁止事項)

1. メディアオーナーは、提携メディアが次の各号に掲げる事由の一つに該当し、または 該当するコンテンツを含み、もしくは該当する外部メディア、コンテンツへのリンクを含むものではないことを保証するものとします。
  - (1) 諸法令に違反しているもの
  - (2) 児童ポルノ、援助交際、虐待、自殺幫助など公序良俗に反するもの
  - (3) 商標権、意匠権、著作権等第三者の知的財産権を侵害するまたは、その恐れがあるもの
  - (4) 第三者の名誉、プライバシー、肖像権、人格権等を侵害する、またはその恐れがあるもの
  - (5) 第三者に対して、不法または不当に利益もしくは不利益を与える恐れがあるもの
  - (6) 第三者の誹謗中傷、信用毀損、業務妨害をする、またはその恐れのあるもの
  - (7) マルチ商法、詐欺的商法等への誘引または幫助するもの
  - (8) 非合法的取引を助長、そそのかすもの
  - (9) 宗教団体への勧誘または、布教活動に関連するもの
  - (10) 政党および政治団体の運動に関するもの
  - (11) 内外の国家、民族などの尊厳を傷つける、またはその恐れがあるもの
  - (12) コンピューターウイルスなど有害なプログラムを含むもの
  - (13) ディープフェイクその他自らの正当な権限に基づかず、動画、画像、音声、文章、図形等を改変、統合、置換その他編集し、閲覧者をして事実誤認を生じさせ、またはその恐れがあるもの
  - (14) 警察等から違法または有害として指定を受けたもの
  - (15) その他、当社が不相当と判断したもの
2. メディアオーナーは、故意または過失を問わず次の行為を行い、または第三者にさせてはならない。また、提携メディアにおいて、本サービスに関して第三者が当該行為を行わないように適切な対策を講じなければならないものとします。
  - (1) 『BOOST』が掲載する広告(以下「『BOOST』広告」という)について第 5 条に定める報酬(以下「本報酬」という。)の獲得を目的として不相当または詐欺的なインプレッションまたはクリックまたは獲得を発生させること
  - (2) 第三者に対し、提携メディア等において『BOOST』広告をクリックする、申込を行う等の行為の対価として、現金、電子マネー、ポイントおよびそれに類するインセンティブを付与すること
  - (3) 『BOOST』広告内容に改変を加えること
  - (4) 当社が承認した提携メディア以外の Web サイト等に『BOOST』広告を掲載すること
  - (5) 広告主または広告代理店(以下「出稿主」という)の運営するサービスまたは本サービスの内容について、ユーザに誤解を与える可能性のある行為またはそれらコンテンツ、リンクの提携メディアへの掲載その他当社または出稿主に迷惑となる可能性のある行為を行うこと
  - (6) 当社または出稿主が指示した掲載場所、掲載順序、掲載方法以外で『BOOST』広告を掲載すること
  - (7) ボットなど自動化された手段で不正なクリックを発生させること
  - (8) 本項各号にて定める禁止行為を助長すること
  - (9) 提携メディアが参加するプラットフォームの提供者が定める規約その他の条件に違反すること
  - (10) 当社に対する予告なく、提携メディアを閉鎖し、または提携メディアの内容を提携時と同一性が保てないほどの大幅な改変を行うこと

(11)その他、当社または出稿主が提携メディア運営者として不相当と判断するような行為を行うこと

3. 当社は、メディアオーナーが第1項の保証事項に反し、または前項の定め反したものと判断しときは、何らの催告なく、当該提携メディアへの広告の掲載を中断または中止し、当該提携メディアに係るメディアオーナーとの間の本契約を解除し、その登録を抹消することができるものとします。なお、当社はこれによりメディアオーナーに生じた損害の一切について賠償する責を負わないものとし、メディアオーナーは、提携メディアまたはコンテンツ、もしくはリンクにより当社または第三者に生じた損害の一切について、自らそれを賠償するものとします。
4. 当社は、メディアオーナーが第1項の保証事項に反し、または前項の定め反し、もしくはそのおそれがあるものと判断したときは、前項の措置に代え、もしくは加えて、メディアオーナーに対し、その是正を求めることができるものとし、この場合、メディアオーナーは直ちに該当事由を解消するために必要な是正措置を講じなければならないものとします。

#### 第5条(報酬)

1. 当社は、本契約に基づき提携メディアに掲載した広告の掲載料として、所定の方法で算出される額の報酬(以下「本報酬」という)をメディアオーナーに支払うものとします。
2. 当社は、広告を掲載した月の末日で締めて本報酬を算出します。当社は算出された本報酬を翌月末日までにメディアオーナーが指定する金融機関の口座に振込にて支払うものとします。ただし、当社は、メディアオーナーの銀行口座が日本口座の場合で、月末での未払報酬の税込累計額が2,000円未満であるとき、またはメディアオーナーの銀行口座が海外口座の場合で、月末での未払報酬の税込累計額が20,000円未満の場合は、累計額がそれぞれの基準額以上となるまで、本報酬の支払いを留保することができるものとします。
3. 前項に基づき留保された本報酬の有効期間は6ヶ月間とし、留保された日から6ヶ月の有効期間が経過したときは、当該本報酬の支払債務は消滅するものとし、以降、当社はその支払いを免れるものとします。
4. 本報酬の振込手数料は、当社の負担とします。
5. メディアオーナーの指定した口座情報の不備により振り込みを完了させることができない場合、当社は、不備が治癒されるまで、本報酬の支払いを免れるものとします。
6. メディアオーナーは、法人口座以外を登録し、各月の成果報酬が120,000円以上となる場合その他必要に応じて自ら源泉徴収の申請を行う必要があることを理解し、当社にその手続きを求めることはできないものとします。
7. 本条の定めに関わらず、前条第3項または第4項のいずれかの場合には、当社は、該当事由が存在する期間に対する本報酬の支払義務を免れるものとし、当該本報酬の全部または一部を支払わずみであるときは、メディアオーナーは、当該金員を返還しなければならないものとします。
8. 第1項の定めそのほか本サービス上に表示する報酬算定の方法の記載等に関わらず、当社に提供された登録情報その他によりメディアオーナーが国外事業者であると判断するときは、当社は、メディアオーナーに対する消費税および地方消費税の支払いを免れるものとし、本サービス上の表示その他の方法によりメディアオーナーに表示または開示された報酬が税込みによるものであるとき(税込みであることが明示的に表示されていない場合を含む)は、メディアオーナーに対して支払われるべき報酬は、それら税込報酬額を適用消費税率にて割り戻して算出される額とします。

第6条(商標等の使用)メディアオーナーおよび当社は、相手方の商号、商標など相手方特有の素材を自ら使用する場合、予め相手方の承諾を得るものとします。

#### 第7条(秘密保持義務)

1. 当社は、メディアオーナーが本サービスの使用に際して登録した情報等、本サービスの提供・運営に伴って当社が知り得たメディアオーナーの情報(以下「登録情報等」という)について、以下の場合を除いて第三者に開示しないものとし、かつ本サービスを提供していく上で必要な範囲を超えて利用しないものとします。
  - (1)サービスの向上等の目的で登録情報を集計および分析等する場合
  - (2)前号の集計および分析等により得られたものを、個人を識別または特定できない態様にて提携先等第三者に開示または提供する場合
  - (3)本サービスに関わる部分の営業譲渡・事業承継が行われ、譲渡先・承継先に対して法的に権利義務一切が引き継がれる場合
  - (4)開示や利用についてメディアオーナーの同意がある場合
  - (5)メディアオーナーが希望するサービスを提供するために、個人情報の開示や利用が必要と認められる場合その他メディアオーナーの依頼に基づく場合
  - (6)メディアオーナーにサービスを提供する目的で、当社と別途契約を締結した第三者が個人情報を必要とする場合
  - (7)当社の裁量により、メディアオーナーの登録情報により種別を設けて、異なるサービスを提供する場合
  - (8)裁判所の発する令状その他裁判所の決定、命令または法令に基づき開示する場合
  - (9)検察・警察・監督官庁からの適法・適式な登録情報等の照会があった場合
  - (10)当社、メディアオーナー、その他第三者の権利、財産やサービス等を保護・防衛するために必要と認められる場合
  - (11)人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合
2. メディアオーナーは、当社が登録情報等を前項各号に定めるほか、本サービス提供のために利用することに同意するものとします。

#### 第8条(知的財産権等)

1. 本サービスを通じて当社がメディアオーナーおよび訪問者に提供する情報(映像・音声・文章・写真・ソフトウェアを含み、これに限定されない。)、および本サービスに係る一切の著作権、商標権、特許権、若しくは他の知的財産権が当社に帰属するものとします。

#### 第9条(譲渡の禁止)

1. メディアオーナーは、本規約に基づく権利または義務を、第三者に譲渡してはならないものとします。

#### 第10条(本サービスの保証など)

1. 当社は、次のいずれかに該当すると判断した場合には、メディアオーナーへの通知を行なうことなくかつメディアオーナーの承諾を要することなく、本サービスを停止し、または本サービスの内容を変更することができるものとします。
  - (1)本サービスの提供に必要な設備のメンテナンスを行う場合
  - (2)本サービスの提供に必要なデータのバックアップ等保守管理を行う場合
  - (3)天変地災等の不可抗力、コンピューターウイルスの感染、通信障害、その他当社の責めに帰すことの出来ない事由による場合

- (4)その他、当社が停止または中止が必要であると判断した場合
2. 当社は、本サービスに停止等の障害が生じないことを保証するものではありません。
  3. 当社は、提携メディアにおいて、『BOOST』広告が正常に表示されることを保証するものではありません。
  4. 『BOOST』広告を提携メディア等に掲載することに係る技術的検証はメディアオーナー自らが行うものとします。当社は、広告を掲載したことにより、提携メディア等に何らかの技術的不具合が生じたとしても、メディアオーナーおよび第三者に対して何ら賠償を行う義務を負いません。
  5. ストライキ、停電、テロ行為、火災、地震等の不可抗力またはコンピューターウイルスの感染、インターネットの利用不能、システムの不具合等、当社の合理的管理を超える事情によって発生した債務不履行または履行遅滞については、当社は、メディアオーナーに対し責任を一切負わないものとします。
  6. 当社は、メディアオーナーに対し、以下のいずれの事項についても何らの保証責任も負わないものとします。
    - (1)『BOOST』広告のインプレッション数やクリック数や獲得の増加、『BOOST』広告の内容および『BOOST』広告において宣伝される商品・サービスの適法性、有効性、妥当性、並びに、注文入力、支払い処理、出荷、キャンセル、返品、それらに付随する顧客対応の適法性、妥当性
    - (2)本サービスが停止・変更・終了することなく運営されること
    - (3)本サービス上の欠陥が常に修復されること
    - (4)他社ネットワークタグの仕様変更に起因するメディアオーナーの損害
    - (5)サーバの停止に起因するメディアオーナーの損害
    - (6)メディアオーナーの広告枠在庫全てに対して広告を配信すること

#### 第 11 条(第三者からのクレーム等)

1. 『BOOST』広告が第三者の権利を侵害するものとしてまたは第三者に損害を与えるものとして、当該第三者からメディアオーナーに対してクレーム、請求がなされまたは訴訟が提起された場合、メディアオーナーは当該クレーム、請求、または訴訟について、直ちに当社に告知するものとします。
2. 前項に基づく告知の有無にかかわらず、当社は、交渉または訴訟追行の結果、メディアオーナーに発生した損害について、何らの責任を負うものでもありません。

#### 第 12 条(契約の解除)

1. メディアオーナーが以下の各号の事由の一に該当するときは、当社は何らの通知催告なく本契約を解除し、その登録を抹消することができるものとします。また、当社はこれによりメディアオーナーに生じた損害の一切について賠償する責を負わないものとし、解除により当社または第三者に生じた損害の一切について、自らそれを賠償するものとします。なお、本条の定めは、本規約の他の定めによる本契約の解除、損害賠償の請求その他の行使を妨げるものではありません。
  - (1)金融機関から取引停止処分を受けるなど財政状態が悪化または悪化の恐れがあると認められた場合
  - (2)第三者より仮差押、仮処分、強制執行を受け、契約の履行が困難と認められる場合
  - (3)破産、民事再生、会社更生の申請や特別清算の申立が行われた場合
  - (4)公租公課の滞納処分を受けた場合

- (5)本規約の定めに従反しメール等にて是正を催告したにもかかわらず 2 週間以内に当該違反の是正が行われなとき
  - (6)解散または営業の全部もしくは重要な一部が譲渡されたとき
  - (7)その他、当社または出稿主がメディアオーナーの本サービスの利用状況が著しく不適当、または広告の出稿先としてメディアオーナーが不適当であると判断したとき
  - (8)同一機種による『BOOST』広告のクリックや獲得が一定回数以上連続して行われるなど、当社がその独自の判断により提携メディアにおいて詐欺的な行為が行われていると認定した場合
  - (9)本サービスに申請した事項に虚偽があった事が判明した場合
  - (10)提携メディアの内容が、当社が定める基準を満たしていない事が判明した場合
  - (11)メディアオーナーとの連絡がとれずに本契約の履行に支障をきたした場合
  - (12)その他、メディアオーナー当社間の信頼関係継続が困難であると認めるに足りる事情が生じた場合
2. 本条により解除された場合において、金額の多寡を問わずメディアオーナーから当社への未払報酬の請求権は消滅するものとします。

### 第 13 条(反社会的勢力の排除)

1. メディアオーナーおよび当社は、自己または自己の代理人若しくは媒介するものが、反社会的勢力に該当しないことを保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。なお、本規約において反社会的勢力とは、次の各号の一に該当する者をいいます。(1)「暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律」第 2 条第 2 号に定義される暴力団および、その関係団体
- (2)前項の暴力団およびその関係団体の構成員
- (3)総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団体などの団体または個人
- (4)前各号の一の他、暴力、威力脅迫的言辞および詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追及する団体または個人
2. メディアオーナーおよび当社は、相手方に対し、次の各号について表明し保証します。
- (1)役員、使用人または主要な株主が反社会的勢力ではないこと
- (2)反社会的勢力の維持または運営に協力若しくは関与していないこと
- (3)経営に反社会的勢力が関与していないこと
- (4)反社会的勢力を利用しないこと
- (5)反社会的勢力をして相手方当事者に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為を行わせないこと
- (6)反社会的勢力をして偽計または威力を用いて相手方当事者の業務を妨害し、または信用を棄損する行為を行わせないこと
3. メディアオーナーおよび当社は、前項における保証が事実と反することを発見した場合、ただちに相手方当事者にその事実を報告しなければなりません。
4. メディアオーナーおよび当社は、相手方が本条第 2 項において保証した事項が事実と反する場合若しくはその合理的な疑いがある場合、または前項の規定に違反した場合、催告その他何らの手続きを要することなく、ただちに本契約を解除することができるものとします。
5. 前項の規定により本契約を解除した場合、解除した当事者は、当該解除により生じた損害について、相手方に賠償を請求することができるものとします。また、解除された当事者

は、当該解除により生じた損害について、相手方当事者に一切の請求を行うことができないものとします。

#### 第 14 条(損害賠償)

1. メディアオーナーが本規約に反した行為または不正若しくは違法に本サービスを利用することにより、当社に損害を与えた場合、該当メディアオーナーは理由の如何を問わず当社に対し当社が被った損害の賠償義務(直接または間接を問わず逸失利益や弁護士費用を含むものとします。)を負うものとします。

#### 第 15 条(契約期間)

1. 本規約により締結された本契約の有効期間は、本サービス登録完了日から 1 年間とします。ただし、期間満了の 1ヶ月前までにメディアオーナーまたは当社のいずれからも書面による更新拒絶の意思表示がないかぎり、自動的に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とします。
2. 契約期間満了、解約その他の事由により本契約が終了した後も、第 7 条(秘密保持義務)、第 9 条(譲渡の禁止)、第 14 条(損害賠償)、第 17 条(準拠法)、第 18 条(管轄裁判所)は引き続き 2 年間は有効に存続するものとします。

#### 第 16 条(中途解約)

1. メディアオーナーおよび当社は、契約期間の中途でも 1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することにより、契約を終了することができます。
2. 本契約が期間の途中で終了した場合、その終了原因の如何を問わず、メディアオーナーおよびその関係者は、当社および出稿主らに対して一切の損害賠償を請求することができないものとします。

#### 第 17 条(準拠法)

1. 本規約に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第 18 条(管轄裁判所)

1. メディアオーナーと当社は、本規約に関連する紛争について、その訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 19 条(分離性)

1. 本規約の条項の一部が、法令上無効であるとされた場合であっても、かかる無効とされた条項以外の本規約は引続き有効なものとして存続するものとします。

以上

株式会社 BOOST

2017 年 6 月 1 日制定

2019 年 7 月 11 日改定

2020 年 12 月 1 日改定

2021年5月14日改定

2022年4月11日改定